

元 神 医 第 1625 号  
令 和 2 年 3 月 3 日

郡 市 医 師 会 長 殿

神 奈 川 県 医 師 会  
会 長 菊 岡 正 和  
( 公 印 省 略 )

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 流 行 予 防 の た め の 臨 時 休 業 中 の 児 童 生 徒 等 の  
健 康 観 察 に つ い て ( お 知 ら せ )

時 下 ま す ま す ご 清 栄 の こ と と お 喜 び 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 標 記 の 件 に つ き ま し て 、 別 添 の と お り 神 奈 川 県 教 育 委 員 会 教 育 局 指 導 部 保 健  
体 育 課 長 か ら 通 知 が あ り ま し た 。

神 奈 川 県 教 育 委 員 会 で は 県 立 学 校 に お け る 臨 時 休 業 中 の 保 護 者 と 連 携 し た 健 康 観  
察 の 徹 底 に つ い て 、 県 立 学 校 長 あ て に 、 別 添 の と お り 依 頼 し て お り ま す 。

つ き ま し て は 、 貴 会 に お か れ ま し て も 会 員 お よ び 学 校 医 の 先 生 方 に ご 周 知 く だ さ い  
ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

な お 、 日 々 状 況 が 変 化 し て い る た め 、 文 部 科 学 省 の ホ ー ム ペ ー ジ を 始 め と し た 関 連  
の ホ ー ム ペ ー ジ で 最 新 の 情 報 収 集 に 努 め て い た だ き 、 併 せ て 、 必 要 に 応 じ た 御 対 応 を  
お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

事 務 担 当

保 険 医 療 学 術 課 堀 金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp



保体第3227号  
令和2年2月28日

公益社団法人神奈川県医師会長 殿

神奈川県教育委員会教育局  
指導部保健体育課長  
[ 公 印 省 略 ]

新型コロナウイルス感染症流行予防のための臨時休業中の児童生徒等の健康  
観察について (依頼)

日頃より本県の学校保健の推進について御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、県立学校における臨時休業中の保護者と連携した健康観察を徹底について、県立学校長あてに、別添写しのとおり依頼しましたので、県下の郡市医師会 (に御周知くださるようお願いいたします。

問合せ先  
保健安全グループ 赤澤  
電話 (045)210-8309 (直通)







保体第3237号  
令和2年2月28日

各県立学校長 殿

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症流行予防のための臨時休業中の児童生徒等の健康観察  
について (依頼)

このことについて、別添のとおり、保護者通知例や健康観察票例を作成しましたので、臨時休業中の保護者と連携した健康観察を徹底し、県立学校における臨時休業中の児童生徒等の健康観察について、適切な対応をお願いします。

【罹患状況の把握】

- ・各県立学校では、健康観察票を配付する等により、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握する。
- ・特に、基礎疾患を有する児童生徒等は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化する。
- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談するべき状態か確認し、表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者へ相談を要請する。

チェック	項目
	強いだるさ(倦怠感)がある
	強い息苦しさ(呼吸困難)がある
	咳やくしゃみなどの風邪の症状が4日以上続く場合 *糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合
	37.5度以上の発熱が4日以上続く場合 *糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合 (解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む)

- ・児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の罹患状況を把握した場合は、保健体育課保健安全グループへ速やかに報告する。

問合せ先  
保健体育課 保健安全グループ 赤澤、利波  
電話 (045)210-8309 (直通)



令和2年2月 日

保護者 様

県立〇〇学校長

健康観察のお願い

新型コロナウイルス感染症流行予防のための臨時休業中、お子様の外出は控えてください。  
また、お子様の健康観察、健康管理について、ご家庭におかれましても、次の点にご協力をお願いいたします。

- 1 毎日、熱を測り、発熱(37.5℃以上)、咳などがいないことを確認してください。
- 2 発熱(37.5℃以上)、咳などの体調不良のときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談のうえ、医療機関を受診してください。基礎疾患(喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など)がある場合は、早めに受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しており、詳しくは次のURLをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- 3 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に電話連絡し、次のことをお伝えください。
  - ・症状や症状が出始めた日
  - ・受診した医療機関や受診日
  - ・診断名

**【参考】日常の健康管理と基本的な感染症対策**

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・人混みを避け、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。

問合せ先

〇〇グループ 〇〇

電話 (〇〇)〇〇-〇〇

